

## 盛土規制法の区域指定日前後の取扱い

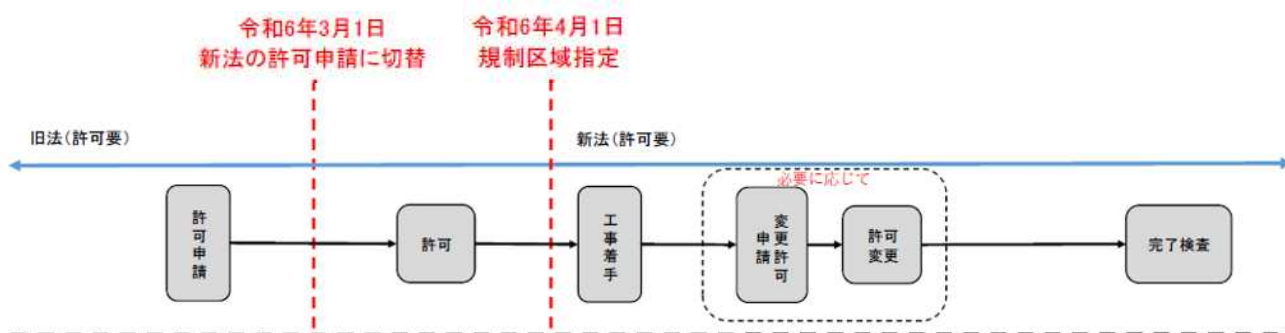
本市では、令和6年4月1日（月曜）から同法に基づく運用を開始する予定です。

運用開始日前後の許可申請もしくは工事に関しては、届出もしくは再度の許可申請や届出が必要となる場合があるため、特に注意が必要です。

ここでは、特に留意すべき事項について掲載しています。当該留意事項をご確認いただき、申請手続きを進めていただきますようお願いいたします。

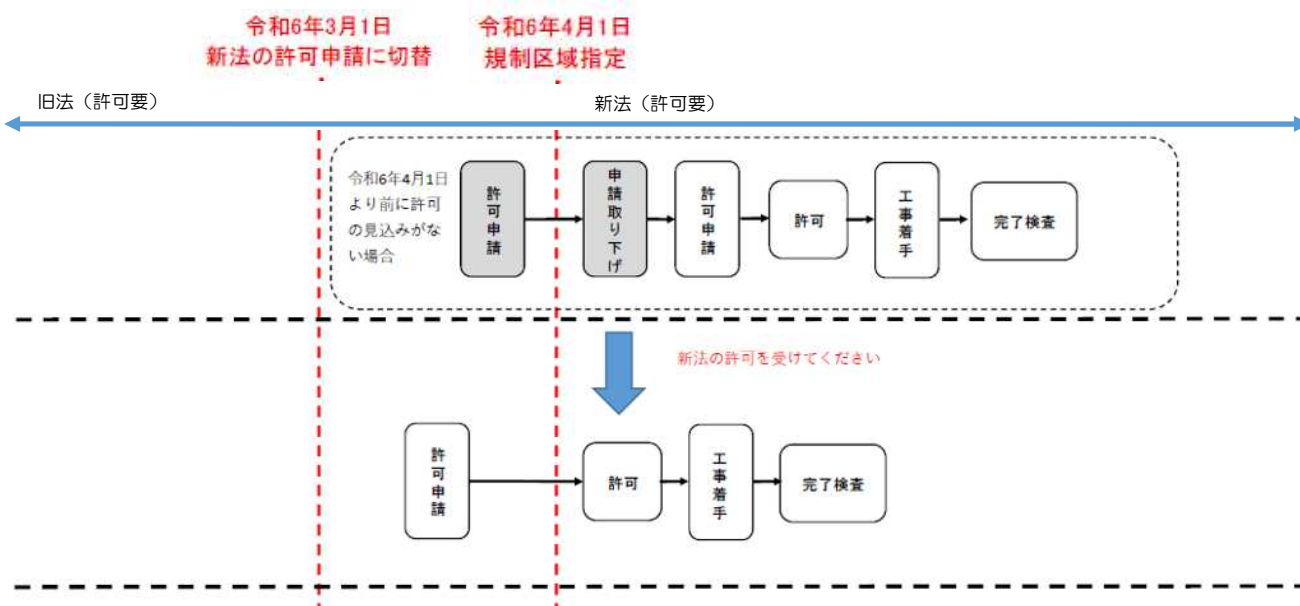
### 1. 旧法で許可が必要な場合

#### (1) 旧法での許可が下りる場合



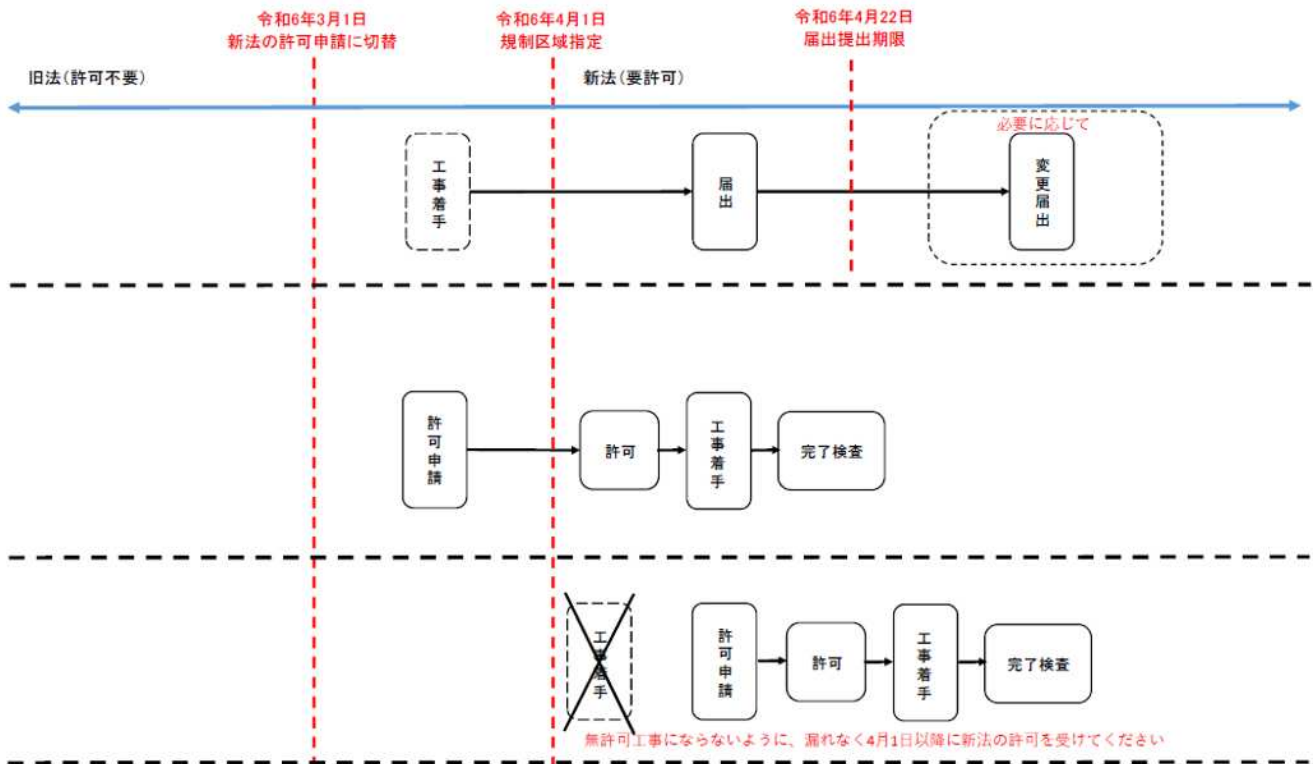
令和6年4月1日より前に、宅地造成等規制法（以下「旧法」という）に基づく許可を受けていれば、問題はありません。

#### (2) 旧法での許可が下りる見込みがない場合



宅造規制法（以下「旧法」という。）において、規制区域指定日前に旧法に基づく許可申請を提出した場合、規制区域指定日までに旧法に基づく許可を受けなければ、規制区域指定日後に盛土規制法（以下「新法」という。）に基づく許可申請を改めて提出する必要があります。そのため、令和6年4月1日より前に旧法での許可が下りる見込みがない場合は、新法での許可を受けてください。

## 2. 旧法で許可が不要な場合



旧法の許可申請が不要な場合であっても、新法において新たに許可申請が必要とされる工事（宅地造成においては、新法施行令第3条第4号に基づく工事（図1(土地の形質の変更)(新たに追加)参照）。

特定盛土等においては、新法施行令第3条に基づく工事（図1(土地の形質の変更)参照）。

土石の堆積においては、新法施行令第4条に基づく工事（図1(土石の堆積)(新たに追加)参照）は、規制区域指定日前までに工事着手を行った上で、運用開始日から21日以内（令和6年4月22日（月曜）まで）に新法第21条第1項に基づく届出をする必要があります。

(図1) <土地の形質の変更(盛土・切土)>

旧法の許可が不要の場合、規制区域指定日前に工事着手した場合、運用開始日から21日以内（令和6年4月22日（月曜）まで）に新法第21条第1項に基づく届出が必要となります。

要件	①盛土で高さが1m超の層を生ずるもの	②切土で高さが2m超の層を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の層を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<土石の堆積(一時堆積)>

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

### お問い合わせ

神戸市 建設局 防災課 宅地審査担当

神戸市役所4号館6階（神戸市中央区江戸町97-1）

TEL 078-322-6089

詳しくは、神戸市ホームページ

「盛土規制法の施行について」をご覧ください。 ⇒ ⇒

